

令和7年度 第6回丹波市議会議員政治倫理審査会 摘録

開催日時 令和8年3月10日(火) 午前11時から
開催場所 丹波市役所3階議事堂第3委員会室
出席者 会長 大内ますみ 副会長 駒林 良則
委員 杉岡 秀紀 委員 拝野 茂
委員 近藤 紀子

議会事務局長 井尻 宏幸 議事総務課長 豊嶋 忠夫

1 開 会

会長より開会の発言があった。

2 あいさつ

会長よりあいさつがあった。

3 第5回審査会会議録の確認

会長 何か意見等あるか。

委員 特にない。

会長 事務局のほうで、承認いただいた内容でホームページ掲載の手続きをお願いします。

4 審 査

会長 審査に入りたいと思う。

最終稿は、事前にお手元にメール等でお配りしている。

本日、机上に配布されているものが、最終稿ということなるが、同じものを、もうすでにお読みいただいていると思う。

この内容について、概要というか大事な部分を、事務局の方で朗読させる。

事務局 審査の結果については朗読させていただき、それ以外の分については、概要を説明させていただく。

調査請求の内容として、5名の調査請求議員及び被調査議員を記載している。調査請求の事由の内容として、提出いただいている「報告・連絡・相談シート」等を11の事案に分け、その事案の内容を記載している。

続いて、丹波市議会議員政治倫理審査会の開催状況を記載している。

令和7年12月8日から本日令和8年3月10日まで、6回の審査会の

開催状況を記載している。

審査結果をご覧いただきたい。

審査結果について、朗読させていただく。

3 審査結果。

当審査会は、まず、調査請求の適否について判断し、本調査請求が政治倫理条例第6条の調査請求の要件を満たすものであることを確認した。

次に、当審査会は、調査請求で指摘された本件被調査議員の様々な行為が、政治倫理条例第3条第1項の各号に掲げる政治倫理基準違反行為に該当するかどうかを審査するに当たり、政治倫理基準違反となれば当該議員が制裁的な措置等の不利益を受けることが予測されるので、客観的な事実認定を踏まえたうえで、同条第1項各号で掲げる政治倫理基準違反行為の解釈も厳格に行うことが求められると判断した。

そのうえで、当審査会は、以下のとおり、事案1から事案11までについての被調査議員の行為が政治倫理基準等に違反していないものと認めた。

事案1。

事案1では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第4号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為に当たるかどうかの問題となる。

庁内業務のツールでも予算を伴うものは議会として課題を明らかにしていく必要があるとの前提自体は問題視されるものではない。その上で対応職員に現行のグループウェアの問題点を挙げて他のツールを推奨したのは一議員としての見解を述べたにすぎず、不公平な取扱いを働きかけたとはいえない。また、市職員の職務執行に支障を生じた事実も認められなかった。したがって、当審査会は、被調査議員の行動は、上記第4号に定める政治倫理基準違反とはいえないと判断した。

事案2

事案2では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第3号において禁止される地位利用による市の行う許認可等への不当な影響力の行使に当たるかどうかの問題となる。

被調査議員が指定管理業務仕様書の変更について議会で一般質問をしようとしているというのはこのシートを作成した市職員の伝聞である。しかし実際に、指定管理業務仕様書の内容について一般質問は行われておらず、仕様書の変更も論議にもなっていない。そもそも行為自体がないので、当審査会は、上記第3号に定める政治倫理基準違反はないと判断した。

事案 3。

事案 3 では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為にあたるかどうか、また同項第 5 号において禁止されている職員の採用、昇任又は人事異動に不当に関与する行為に当たるかが問題となる。

人事異動に関する発言は既に行われた異動について問題点を指摘した上で人事行政一般について質問をしたもので、人事異動等に関して不当に関与したものとはいえない。また、DX に関する発言は一議員としての見解を述べたにすぎず、不適切な働きかけとはいえず、市職員の公正な職務を妨げるものでもない。したがって、当審査会は、被調査議員の行動は、上記第 4 号及び第 5 号に定める政治倫理基準違反とはいえないと判断した。

事案 4。

事案 4 では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為にあたるかが問題となる。

市民が市長と面談する際に議員の同席を禁じる規定や慣例はなく、また、市長が同席を受け入れるかどうかは市長の判断による。議員の同席が市職員に対する圧力的な行為であるとは認められないところ、被調査議員は同席をしなかったとのことであり、そもそも政治倫理基準違反を疑うに足る事実がない。したがって、当審査会は、被調査議員には、上記第 4 号に定める政治倫理基準違反はないと判断した。

事案 5・6。

事案 5 及び 6 では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 5 号で禁止されている人事への不当な介入に当たるかが問題となる。

ところで、上記第 5 号は通常では特定の職員に対する人事への介入であることが前提と解される。被調査議員の対応職員に対する発言は、一議員としてすでに行われた人事異動一般について問題点を指摘して人事に関する方針を問うているものであり、人事異動に関する不当な介入とはいえない。もっとも、当審査会における事情聴取において、総務部長は「議員の発言でどの職員のことか特定できた。」とし、「議員も同様かと思う。」と陳述しており、一般論の枠を超えた発言があった可能性もある。しかし、問題点を示す一例としての発言であり、不当な介入とまではいえない。したがって、当審査会は、被調査議員の行動は、上記第 5

号に定める政治倫理基準違反とはいえないと判断した。

事案 7。

事案 7 は、被調査議員の行為が、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号が禁止する品位や名誉を損なう行為や職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為にあたるかどうか問題となる。

市長室・副市長室見学の際に、被調査議員が同行者に説明したトンネル貫通式への招待者や市長・副市長の年収についての発言は、事実かどうかはともかくとして、同行者への私的な会話中での発言であり、品位及び名誉を損なうとまではいえない。したがって、当審査会は、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号に違反しないと判断した。

事案 8。

事案 8 は、被調査議員の行為が、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号で禁止されている議員の地位利用による職員の職務妨害行為及び不公平な取扱いを働きかける行為にあたるかどうか、また、同項第 9 号が禁止するハラスメントや人権侵害のおそれのある行為かどうか問題となる。

被調査議員及びまちづくり部長の当審査会における陳述は、挨拶の有無や会場での態度について相反するものとなっているが、本件当日、被調査議員は集会に最初から最後まで参加して終始黙って座っていたことが認められる。また、集会における被調査議員の不機嫌あるいは横柄とみえる態度があったとしても、それが市職員の職務執行を妨害しているとはいえず、ハラスメント的行為とも捉えがたい。なお、被調査議員は、当審査会における陳述から、1 年目の新人議員として挨拶の大切さを自覚していることがうかがわれた。したがって、当審査会は、被調査議員の行為が政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号及び同項第 9 号に違反しないと判断した。

事案 9

事案 9 は、被調査議員の行為が、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為にあたるかどうか問題となる。

本事案は被調査議員の議会での質問である。議会で議長の指示に従って質問をするのは議員の本分であり、質問に対して市執行機関側が答弁するのも当然のことである。無通告による質問も議長が許可したものであり、かつ議事からそれた質問に対しては、議長が打ち切りを求めて被調査議員はそれに従っている。また、当該質問が、直接的に職員の職務執行の妨げに結び付くものとはいえない。したがって、当審査会は、政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号に違反しないと判断した。

事案 10

事案10は、被調査議員の発言が、政治倫理条例第3条第1項第9号が禁止するハラスメントや人権侵害のおそれのある行為かどうかが問題となる。同第9号は通常は特定の個人等への行為を想定していると解される。

当該発言は、同和地区についての自分の経験と理解を吐露したもので、「貧乏」という語彙も、「あの子どもたちに貧乏なみたいな周りが言い始めるみたいなことでいじめを助長される・・・」という文脈の中で使われており、同和教育に対する理解不足の感はあるものの、差別的や人権侵害的発言とはいえない。したがって、当審査会は、政治倫理条例第3条第1項第9号に違反しないと判断した。

事案11

事案11は、議会基本条例第4条（議員の責務）及び第25条（議員の政治倫理）に反しているとの調査請求がなされた事案である。ところで、当審査会は政治倫理条例第8条第1項により、同項第2号の「政治倫理基準等の違反行為の存否」を審査範囲としている。即ち、政治倫理条例第3条第1項各号のみならず、政治倫理基準に類するものの違反行為も審査範囲に含むことができる。そこで、上記議会基本条例第4条及び第25条はこの類するものとして政治倫理基準に含まれると捉えることもできる。もっとも、この両規定は一般抽象的な規定にすぎず、政治倫理に関する具体化は、結局、政治倫理条例第3条第1項の政治倫理基準に示されていると解される。ちなみに、調査請求にある「丹波市職員に対する働きかけの取扱いに関する要綱」は市職員に向けられたものである。同要綱第3条第1項の対象行為のなかには、公職にある議員としては慎むべきものも含まれているといえるが、これも具体的には政治倫理条例第3条第1項各号の政治倫理基準に違反する行為であるとみることができる。

本事案において、「ゆうきとみらいVol. 3」の記事内容が誤解を招くような記載をしたことは被調査議員も認めているところである。しかし、市長及び教育委員会には、抗議を受けて早々に文書で釈明と謝罪を行い、かつ記録媒体の削除・回収を行ったことが認められ、これは議員として適切かつ誠実な対応である。したがって、本事案について、当審査会は、上記の議会基本条例当該規定及び政治倫理条例に定める政治倫理基準の違反は認められないと判断した。

9ページに付帯意見として、丹波市議会及び議員に対して、及び丹波市（執行機関）に対してということで意見を付されている。

また、10ページ以降については、参考資料として当審査会名簿と、関係条例等を記載させていただいている。

会長 概要、特に審査結果については詳細に読み上げていただいたが、この最

終案について、委員の方々からご意見等あれば承りたいと思う。

これを報告書として確定ということによいか。

委員 了承する。

会長 それでは、この内容で確定とさせていただきます。

以上で、審査は終了となるが、最後に何か感想等あればお聞きしたいと思う。

委員 まずは会長、副会長のリーダーシップと、事務局の皆さんの非常に真摯な伴走、またバランスのいい委員の構成だったと思う。丹波市のことをよく知る委員の方もあれば、第三者的に、また法的な立場、様々な観点から議論できたと思う。少し振り返ると、結論ありきではなくて、1回会議を増やして、議論したということがあったと思う。

今日で第6回になるが、これは結論ありきではなくて熟議をしっかりとしようということで、会長の決断で1回増やしていただきよかったと思う。それから、このようなものを文章だけで判断することもあるが、今回は被調査議員、そして2人の部長の意見もしっかり聞くことができた。もちろんすべてがわかったわけではない。しかし、その限りにおいてしっかりと当事者の意見を聞きながら、結論を導き出したという点も評価できると思う。

加えて、事務局に報告書を読み上げていただいた。読み上げられなかった付帯意見も出していたが、しっかりと委員で分担して、これも会長の示唆から始まったことになるが、結構事務局任せになる委員会も多いと思うが、しっかりと委員みんなで、分担執筆して作れたということも大事な要素ではなかったかなと思う。

そういった中でよかった部分もあるが、今回、このような議員の皆さんの意見、あと或いは議会と、議員と行政との意見の対立みたいなところから始まったわけである。

当然意見が違うのは当たり前であり、今後もぶつかることもたくさんあると思う。

今後、やはり信頼される議会づくり、或いは議員そのものの持っている二元代表としての立場等を考えると、いきなりこれでノーサイドにならないかもしれないが、雨降って地固まるじゃないが、丹波市議会はミライプロジェクトなど議会の活動もたくさんされているので、この結論を踏まえて、これで二分してしまっていて、議会の中でもなかなかまとまりがつかないようになると大変もったいないと思うので、是非ともこれはこれとしてしっかりと総括をいただいて、議長のリーダーシップのもとで、やはり二元代表の一翼として、議会活動を前向きに、かつ積極的にしていただ

くことを期待したいと思っている。

付帯意見のところ、読み上げなかったが、そこに我々の最後のメッセージが加わっているのでぜひとも、市民の皆さんにも、議員、議会側そして、執行機関に対してメッセージ記載しているので、この部分にいろんなこれからのヒントが隠されているかなと思っている。その点だけ、最後に強調させていただき感想とさせていただきます。

事務局 付帯意見を読み上げさせていただいてよいか。

会長 読み上げさせてよいか。

委員 重要なことであるので。

事務局 付帯意見を事務局の方より朗読させていただきます。

「4 付帯意見」、調査請求の内容について、政治倫理基準等に照らし審査した結果は上記のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

「(1) 丹波市議会及び同議員に対して」、議会の最高規範とされる議会基本条例には、第4条に議員の責務として「市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、高い政治倫理のもとで、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。」と明記されている。また、第6条には「自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をする事」が求められている。

今回の調査請求は、行政の施策・事業について議員と執行機関との間で生じた事象を問題とするものであり、そのほとんどは本会議や委員会などの議員活動が行われる議会の外での事柄である。本来、執行機関は施策・事業を行い、議会はそれを監視するという役割を、それぞれ対等な立場で果たすことが求められる。しかし、その役割が執行機関への不当な介入や干渉になってはならない。

当審査会は、被調査議員の行為はいずれも政治倫理基準に違反するものではないと判断したが、これらの当該議員の言動が、たとえ市民のためとの思いからであったとしても、議会基本条例に規定されている議員の活動の在り方として適切であったかどうか、議員自身の自省も必要ではないかと思われる。

さらに議会基本条例の第11条には、議員は通年で議長を通じて執行機関に文書で質問できる規定がある。これは議会と執行機関が緊張関係を保つための一つの手法であるのでこの活用についても検討されたい。

今後は、政治倫理条例の遵守はもとより、議会並びに議員の活動指針ともいえる議会基本条例に基づき、活発な議員間の討議と自己研鑽を図り、執行機関とは一定の距離と相互の牽制のもとで良好な緊張関係の維持に

努められたい。

「(2) 丹波市(執行機関)に対して」、一方、執行機関側の対応についても、冷静な振り返りが必要である。過剰とも思える報告・連絡・相談シートの記入(要請も含む)をしたり、議長に対して何度も対応を求めたり、公文書で執拗に回答を求めたりといった行為などは、当審査会は、一般論から見てもやや行き過ぎた対応であったと考える。こうした行為は二元代表制への抑止効果にもつながりかねず、政治倫理違反を問う行為も行き過ぎれば名誉毀損に当たる恐れがある。事案11での被調査議員と市長、教育委員会との文書によるやり取りの中で、被調査議員が、市長、教育委員会からの『「ゆうきとみらい」Vol.3 記載内容に関する申入書』に対し、令和7年9月8日に回答文書を窓口へ提出し、その回答文書の中で謝罪も行っている。本審査会としては、この回答及び謝罪があった時点で終わることができたものとする。

会長 このように付帯意見をつけて報告書とさせていただきます。

他、委員から何か感想等あればお聞きしたいと思う。

委員 会長はじめ、委員の皆さんお疲れ様でした。私も本当にいろいろ勉強させていただいたと思う。

「報告・連絡・相談シート」だけを見ているとなかなかわからなかったが、やはり条例に違反しているかしていないか、その観点でしっかり法的なところで見ていかなければならないというところを一つ思った。

思いとかそんなものだけで判断するのではなくて、やはり法的なところから判断していく大切さもわかった。ただし、この委員会を通じて、ここまで至るにはそれぞれいろんな原因があったと思う。

職員も、議員も本当に市民のためという思いは強いと思う。それがゆえに、いろんなことが起きてきているなという思いもある。

このことをきっかけに、本当に市民、職員からまたいろんな方に、信頼されるようなところで、市の行政、議会運営もうまくいってほしいと思った。

本当に市民のためという思いで、皆さん動いてくださっているというのがわかるが、そこに行き過ぎたこととか、思い違いがあるといけないので、そこは丁寧に、職員もそうですし、議員の皆様もそうですし、していかなければいけないというふうに思った。

委員 先ほど委員の方から述べていただいた通りである。

私もそのように思っている。

副会長 この間、この報告書をめぐって、細かな修正をしていくという、そういう、作業を私もいろいろ経験したわけではないので、非常に勉強になった

ということが一つある。

それから執行機関と議会の関係というところで、議会として自治体によってかなり違いがあって、これまで経験したようなところとはちょっと違う状況も、私としては非常に勉強になったかなと思っている。そのような感想を持ちながら、先ほどお話があったように、付帯意見のところは、みんなで考えて、いろんな思いがここに入っているの、ぜひ今後ともその辺のところを生かしていただきたいというのが最後の私の話ということである。

会長 皆さんに言っていたので私がまとめることは何もない。

本当に6回にわたる会議、会議と会議の間の作業も大変だったと思うが、本当に協力していただいて、きちんとしたものができあがったと思っている。

事務局 今回の第6回審査会の会議録について、事務局で作成させていただくが、その確認について、再度、委員に確認いただくか、事務局に一任いただくか確認いただきたい。

会長 本日は、感想を述べていただきましたけれども、審査内容の議論的なものはなかったの、事務局一任ということでよいか。

委員 異議なし。

会長 それでは、本日の会議録の作成については、事務局に一任する。
それでは、以上をもって本審査会を終了とさせていただきます。
どうもありがとうございました。